

広島県告示第九百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十一年十月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

足立東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市東城町粟田字小宰山三八四番一地先から 庄原市東城町粟田字新屋谷一三〇一番一地先ま で			一・八〇 三・〇〇 二	三・八三・〇〇	
	一五・〇〇 六八・六〇			三八〇・〇〇	拡幅